

湖西市監査委員公告

地方自治法第199条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同項の規定により公表します。

令和7年12月5日

湖西市監査委員 土屋 隆裕
湖西市監査委員 佐原 佳美



令和7年度 財政援助団体等に対する監査の結果に関する報告

第1 準拠した基準

この監査は、湖西市監査基準に準拠して実施しました。

第2 監査の種類

この監査は、湖西市監査基準第4条第1項第6号の財政援助団体等に対する監査です。

第3 監査の対象

この監査は、次の表に掲げる団体の令和6年度及び令和7年度における出納その他の事務の執行で同表に掲げる部課等の所管する補助金に係るもの又は公の施設の管理に係るものを対象としました。

団体の名称	補助金等の所管部課等	対象事務の区分
湖西市医会	健康増進課	補助金
浜名歯科医師会	健康増進課	補助金
静岡県交通協会湖西地区支部	危機管理課	負担金
湖西市防犯協会	危機管理課	負担金

第4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次に掲げるものとしました。

(1) 補助金等の目的に沿って行われているか。

第5 監査の主な実施内容

1 予備監査

事務局職員が行い、提出資料を通覧して異常事項や例外事項がないかを確認しました。

2 監査委員監査

所管部課等が保有する関係書類及び団体の関係書類を確認するとともに、預金等の管理状況及び公の施設の管理を行う団体の備品の管理状況を実地で確認しました。また、異常の有無を確認できなかった事項については、団体の関係者に質問し、回答又は説明を求めました。

第6 監査の実施場所及び日程

監査は、次の表に掲げる場所で、同表に掲げる日程により実施しました。

内 容		実施場所	
実施通知			令和7年9月1日（月）
予備監査		監査委員事務局	令和7年9月22日（月） ～10月1日（水）
監査委員監査	閲覧（団体、所管部課等） 質問	団体の事務所等	令和7年10月2日（木） ～17日（金）
講評及び弁明、意見等の聴取		監査委員事務局	令和7年10月22日（水） ～10月23日（木）
監査の結果に関する報告決定		監査委員事務局	令和7年10月31日（金）

第7 監査の結果及び意見

1 監査の結果

本来、団体は、その団体において自主財源で自立した運営を行うべきであるが、団体への補助金は、市の政策目標を効率的かつ効果的に達成するための一つの手段でもある。

しかしながら、これら補助金は一度補助金交付の決定がなされると長期化、固定化する傾向にあり、団体の自主性、独立性を妨げる要因でもある。

よって、団体の運営費に対する補助金は、事業費補助へ移行する。また、市が行うべき事業を団体が補助事業で実施している場合は、委託事業へ切り替えるべきである。なお、多額な繰越金がある場合は、補助金を削減するなど、日頃から補助の効果や目的の達成度、市民のニーズの変化などによりゼロベースからの検証を行い、必要に応じて縮小や廃止などの見直しを図ることを期待する。

2 意見

団体名	監査結果
静岡県交通安全協会湖西地区支部	湖西市は、交通安全協会地区支部からの運営費負担金交付要望に基づき、負担金として年間70万円を支出しているが、負担金ではなく実質は補助金であるため、湖西市補助金等交付規則に基づき適正な事務処理の執行をされたい。

湖西市防犯協会	浜名湖ボートレース企業団から受領している賛助金を負担金収入として決算書に記載しているが、賛助金収入として計上するよう担当課から指導されたい。
湖西市医会	湖西市は、湖西市医会へ団体の運営費として年間180万円を補助金として支出しているが、運営費補助から事業費補助へ移行する。もしくは委託事業へ切り替えるなど適正な事務処理の執行をされたい。
浜名歯科医師会	湖西市は、浜名歯科医師会へ団体の運営費として年間52万円を補助金として支出しているが、運営費補助から事業費補助へ移行する。もしくは、委託事業へ切り替えるなど適正な事務処理の執行をされたい。